

東京都スクールカウンセラー争議裁判

裁判傍聴支援のお願い

2026年3月3日（火）10:00～
東京地方裁判所（霞が関）611号法廷
（※終了後、近くの会場で報告会を開催予定）

東京都は、2023年度末に公立学校スクールカウンセラー（SC）250人を雇止めにしました。その多くは経験豊かなSCの方々でした。

10人の原告が立ち上がり、2024年10月に職場復帰を求めて、裁判闘争を開始しました。

裁判で東京都は選考の基準や考え方などについて、一切明らかにしようとせず、反動的な姿勢に終始しています。

法廷を多くの傍聴者で埋め尽くし、東京都による大量雇止めの違法性、不当性を認めさせるべく、ぜひ、傍聴のご支援をよろしくお願いします。

【組合連絡先】

東京公務公共一般労働組合

豊島区南大塚2-33-10東京労働会館5階

電話：03-5395-5255 メール kokyoippan@gmail.com

権者のおりおり

作・萩尾健太(弁護士・じいの木法律事務所)

挿絵・久保木亮介(弁護士・中野すずらん法律事務所)

1. エスカレーターの憲法学

立ち止まるのが正義である、として、真ん中に立ち止まり、両手で手すりにつかまって、後ろの者の進行を阻む活動をしている人もいる。その一方で、関東では、左側は止まり、右側は歩く、関西では、左側は歩き、右側は止まる、という慣例となっている。

たまに、立ち止まる、というルールと混ざって、片側は立ち止まる人が長蛇の列をなし、他方は人がいない、という不合理な状況も見受けられる。

これらは、法社会学的には大変面白い現象だ。「法」

駅のエスカレーターでは「立ち止まって手摺におつかまり下さい」とのアナウンスが流れていることが多い。埼玉県では、駅のエスカレーターでは立ち止まるように、との条例も制定されて久しい。エスカレーターでは、立

は多数の人の行動の積み重ねが慣習となつて形成されていく。多くの日本人は以上に従順だが、お上である地方自治体や鉄道会社に逆らつて片側を歩くことが多くの人の規範意識となつてくるのは、慣習法の形成と言えるのではないか。

思えば、労働者の争議権

も、当初は営業の自由という近代市民法秩序を乱すものとして、威力業務妨害や恐喝を共謀する犯罪とされていたが、次第に慣習として認められ制定法で合法化されるに至つた。法は、お上が一方的に定めるものではなく、多数の人民の実践によつて形成されるものだ。他方で、身体の不自由など、もう一方の側に立たざるを得ない人が居たらどうするのだ、との批判がある。

憲法論で考えれば、片側歩行片側佇立の慣習は多数者による民主主義の原理に基づく。

しかし、多数者の民主主義によつても人権は侵してはならない。民主の原理は人権の原理に劣後する。たとえば、多数決で「あいつを殺せ」と決めたら、殺しても良いのだろうか？

だから、通常は片側歩行、片側佇立をしていても、歩行側に人が佇立していたら、障碍があるのかもしれないと考え、その後ろに立ち止まるべきだ。日本以外の国では、これで結論だろう。

しかし、日本では、少数者は弱者であり、慣習に反して他方佇立、という行動がとりにくい。

少数者も自律的に声をあげること、そのために、声を

上げやすい環境を作っていくことが、民主主義と人権の保障を実質化することにつながるのだと思う。

新連載エッセイ 挿絵担当者のご紹介

弁護士 久保木亮介さん
中野すずらん法律事務所



自己紹介

仕事に疲れると、デッサンを描いて息抜きしています。イラストはあまり得意でないですが、いろいろチャレンジしてみようと思います。

2003年より弁護士、中野すずらん法律事務所
に所属。東京自治労連
護団メンバー、自由法曹
団東京支部幹事長。